

II 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求 件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長		取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否		通常	特例	
3	2303	1497	534	36	240	10	1	90	7	158
4	2305	1572	485	43	186	7	2	94	6	162

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	3	4	公開	一部 公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開 情報	不存在	存否 応答 拒否			
市長	会計室	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	4	10	5	4	0	2	0	0	1
	総務企画局	53	55	25	23	11	11	0	1	6
	財政局	117	100	61	36	1	8	0	0	6
	市民局	77	48	22	24	0	6	0	0	1
	こども未来局	25	27	13	12	1	8	0	0	0
	保健福祉局	160	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉局	-	41	14	20	2	10	2	0	1
	保健医療局	-	129	85	21	2	12	0	0	12
	環境局	72	70	39	19	1	10	0	0	8
	経済観光文化局	33	38	18	15	3	3	0	0	4
	農林水産局	68	81	64	10	1	6	0	0	8
	住宅都市局	176	163	82	58	2	10	1	1	16
	道路下水道局	394	335	264	18	1	6	0	0	48
港湾空港局	95	127	101	20	0	3	0	0	5	
区役所	513	600	483	94	0	20	1	0	19	
小計	1788	1824	1276	374	25	115	4	2	135	
議長	7	10	1	6	0	3	0	0	2	
教育委員会	181	170	98	42	15	32	1	0	11	
選挙管理委員会	2	14	10	3	1	0	0	0	1	
人事委員会	11	6	2	3	0	2	0	0	0	
監査委員	6	1	1	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	2	1	1	0	2	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	3	1	1	0	0	1	0	0	0	
公営企業水道局	118	136	121	9	0	3	0	0	5	
管理者交通局	61	31	22	6	2	3	0	0	2	
消防長消防局	95	97	36	37	0	24	2	0	1	
福岡市立病院機構	9	4	2	1	0	1	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	6	4	1	3	0	0	0	0	0	
担当課なし	16	5	0	0	0	0	0	0	5	
合計	2303	2305	1572	485	43	186	7	2	162	

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作为について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。
不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	不服申立 件数	諮問件数	処理状況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未裁決
令和2年度の継続審議分及び令和3年度の申立て分	38	31	1	2	10	0	5	13	0
令和4年度の申立て分	20	16	0	0	0	0	1	15	0

備考

- ・令和2年度の継続審議分及び令和3年度の申立て分38件のうち、7件は諮問前に取下げとなっている。また、継続審議13件のうち、1件は令和5年5月に、2件は同年6月に、2件は同年7月に、3件は同年8月に実施機関に対して答申を行った。
- ・令和4年度の申立て分20件のうち、4件は諮問前に取下げとなっている。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		令和3年度		令和4年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	35,638枚	356,380円	25,631枚	256,310円
	カラー	1,186枚	35,580円	809枚	24,270円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		705枚	49,350円	912枚	63,840円
DVD-R		2枚	240円	5枚	600円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音テープ1巻170円、ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】

令和4年度以前になされた諮問について、令和4年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第7号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市が設定する、指定地域密着型通所介護事業者及び指定介護予防型通所サービス事業者の指定の取消しを行う場合の不利益処分基準が記載されている書面
実 施 機 関	保健福祉局高齢社会部事業者指導課
決 定 年 月 日	令和2年10月16日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第5号に該当 監査では、関係書類の確認と関係者からの聴取により事実関係を特定することから、すべてを公にすることで、当市の介護保険事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和2年10月27日
諮 問 年 月 日	令和2年11月16日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和3年4月21日、5月26日、6月23日、7月21日、8月31日、 9月15日、10月27日、11月17日、12月15日 令和4年2月17日
答 申 年 月 日	令和4年3月16日
答 申 内 容	「福岡市が設定する、指定地域密着型通所介護事業者及び指定介護予防型通所サービス事業者の指定の取消しを行う場合の不利益処分基準が記載されている書面」についての、福岡市長が行った一部公開決定により非公開とした部分のうち、各項目の配点及び合計点数の部分を除いて、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年4月11日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容 (答申どおり)

諮 問 の 概 要 (令和2年度諮問第9号)	不服申立て事案についての諮問 自衛隊へ提供した18歳と22歳の名簿に関し、以下の事項を含む執行予算額等を記載した公文書。 1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額 2. 名簿作成印刷費の金額 3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額 4. その他、名簿提供に費やした金額 5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書 6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ①支出命令書、②若しくは、支出負担行為決議書兼支出命令書
実 施 機 関	市民局総務部区政課
決 定 年 月 日	令和2年10月1日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和2年12月21日
諮 問 年 月 日	令和3年1月6日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和3年11月16日、12月24日 令和4年1月24日、2月21日、3月30日、4月25日、5月30日
答 申 年 月 日	令和4年6月22日

答 申 内 容	「自衛隊へ提供した18歳と22歳の福岡市民の名簿に関し、以下の事項を含む執行予算額等を記載した公文書。1. 名簿作成に関わった福岡市職員の員数と給与支給額、2. 名簿作成印刷費の金額、3. 福岡市と自衛隊の連絡に使った金額、4. その他、名簿提供に費やした金額、5. 福岡市の財務会計上の職に就く行政機関名を表した公文書、6. 本件名簿提供についての下記の公文書 ①支出命令書、若しくは②支出負担行為決議書兼支出命令書」について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年7月5日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第1号)	施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規
実 施 機 関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決 定 年 月 日	令和3年5月28日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書を作成していない。）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年6月8日
諮 問 年 月 日	令和3年7月7日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和4年1月24日、2月21日、4月25日、5月30日
答 申 年 月 日	令和4年6月22日
答 申 内 容	「施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規」について、福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年7月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第3号)	特定個人の給水装置工事関係書類
実 施 機 関	水道局保全部節水推進課
決 定 年 月 日	令和3年5月24日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 対象文書が個人情報に当たるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年8月18日
諮 問 年 月 日	令和3年9月14日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和4年2月17日、3月24日、5月11日、6月8日、7月6日
答 申 年 月 日	令和4年8月2日
答 申 内 容	「特定個人の給水装置工事関係書類」について、福岡市水道事業管理者が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年8月24日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第4号)	特定中学校のワックス・洗剤の管理簿（令和2年度及び 令和3年度（8月まで）分）
実 施 機 関	教育委員会総務部学務支援課
決 定 年 月 日	令和3年9月16日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書を作成していない。）
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年9月24日
諮 問 年 月 日	令和3年10月15日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和4年1月24日、3月30日、4月25日、5月30日
答 申 年 月 日	令和4年6月22日
答 申 内 容	「特定中学校のワックス・洗剤の管理簿（令和2年度及び 令和3年度（8月まで）分）」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年7月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第5号)	福岡市が被告及び原告の訴訟記録（訴状・答弁書・準備書面・判決文）（過去10年分）
実 施 機 関	総務企画局行政部法制課
決 定 年 月 日	令和3年9月1日（却下決定）
却 下 理 由	福岡市情報公開条例第6条第2項の規定に基づき、相当期間を定めて補正を求めたが、補正に応じなかったため。
不服申立て年月日	令和3年9月22日
諮 問 年 月 日	令和3年10月20日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和4年6月24日、7月25日、8月24日、9月12日、10月17日、 11月21日、12月26日 令和5年1月27日
答 申 年 月 日	令和5年2月15日
答 申 内 容	「福岡市が被告及び原告の訴訟記録（訴状・答弁書・準備書面・判決文）（過去10年分）」について、福岡市長が行った却下処分は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年3月2日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第6号)	3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした『土地売買に関する契約書』に関する文書一括
実 施 機 関	道路下水道局用地部公共施設用地課
決 定 年 月 日	令和3年9月22日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当個人に関する情報であるため。
不服申立て年月日	令和3年9月30日
諮 問 年 月 日	令和3年10月27日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和4年5月11日、6月8日、7月6日、8月8日、9月5日、10月3日
答 申 年 月 日	令和4年10月26日
答 申 内 容	「3件の特定地番の土地について特定年月日に取り交わした『土地売買に関する契約書』に関する文書一括」について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年11月25日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第10号)	特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議の議事録
実施機関	教育委員会教育支援部教育支援課
決定年月日	令和3年8月5日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書を作成していない。）
不服申立て年月日	令和3年10月22日
諮問年月日	令和3年11月8日
審査会開催日 （第1部会）	令和4年6月24日、7月25日、8月24日、9月12日
答申年月日	令和4年9月30日
答申内容	「特定高等学校における令和2年度学校サポーター会議の議事録」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	令和4年10月12日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第11号)	福岡市教育委員会所属の職員の①学校の異動履歴及び②専門教科がわかる文書
実施機関	教育委員会職員部教職員第2課
決定年月日	令和3年10月12日（非公開決定）
非公開理由	①条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であるため ②公開請求に係る公文書を保有していない。 （当該文書を作成していない。）
不服申立て年月日	令和3年10月18日
諮問年月日	令和3年11月11日
審査会開催日 （第2部会）	令和4年7月6日、8月8日、9月5日、10月3日、11月2日
答申年月日	令和4年11月25日
答申内容	「福岡市教育委員会所属の特定職員の学校の異動肩書がわかるもの（以下「本件対象文書①」という。）及び専門教科がわかるもの（以下「本件対象文書②」という。）」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、本件対象文書①については妥当であるが、本件対象文書②については、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて公開決定等を行うことが妥当である。
裁決・決定年月日	令和4年12月6日
裁決・決定内容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第12号)	福岡市教育委員会所属の職員の専門教科がわかる文書
実 施 機 関	教育委員会職員部教職員第2課
決 定 年 月 日	令和3年10月14日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年10月20日
諮 問 年 月 日	令和3年11月11日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和4年7月6日、8月8日、9月5日、10月3日、11月2日
答 申 年 月 日	令和4年11月25日
答 申 内 容	「福岡市教育委員会所属の特定職員の専門教科がわかるもの」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定については、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて公開決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年12月6日
裁 決 ・ 決 定 内 容	認容 (答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第13号)	福岡市教育委員会所属の職員の経歴がわかる文書
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年10月14日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 対象文書のすべてが個人情報にあたるため
不 服 申 立 て 年 月 日	令和3年10月20日
諮 問 年 月 日	令和3年11月11日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和4年7月6日、8月8日、9月5日、10月3日、11月2日
答 申 年 月 日	令和4年11月25日
答 申 内 容	「福岡市教育委員会所属の特定職員の経歴がわかるもの」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和4年12月6日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却 (答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第14号)	福岡市立特定高等学校における1年生現代社会について履修する根拠、副教材選定過程がわかる文書等
実 施 機 関	教育委員会指導部高校教育課
決 定 年 月 日	令和3年7月16日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （履修の根拠となる学習指導要領は福岡市の公文書とはならず、他の文書については作成をしていない。）
不服申立て年月日	令和3年8月3日
諮 問 年 月 日	令和3年11月15日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和4年9月5日、11月2日、12月14日 令和5年1月18日、2月13日、3月13日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第15号)	教育センター人材育成課主催の人権研修における①講師報償費に関する書類、②講師資料及び③録画録音
実 施 機 関	教育委員会教育センター人材育成課
決 定 年 月 日	令和3年8月6日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （①現在処理中であるため。②講師が当日パソコンで提示した資料であるため。③録画録音を行っていないため。）
不服申立て年月日	令和3年10月22日
諮 問 年 月 日	令和3年11月17日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和4年9月12日、10月17日、11月21日、12月26日
答 申 年 月 日	令和5年1月31日
答 申 内 容	「人材育成課主催の人権研修（7/28実施分）に係る講師報償費に関する書類、講師資料及び録画録音」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年2月28日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第16号)	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課のスケジュール帳の保存期間がわかるもの
実 施 機 関	財政局アセットマネジメント推進部施設建設課
決 定 年 月 日	令和3年10月8日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 （保存期間に係る規定はなく、保存期間を定めていない。）
不服申立て年月日	令和3年10月20日
諮 問 年 月 日	令和3年11月17日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和4年9月12日、10月17日、11月21日、12月26日
答 申 年 月 日	令和5年1月31日
答 申 内 容	「財政局アセットマネジメント推進部施設建設課のスケジュール帳の保存期間がわかるもの」について、福岡市長が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年2月17日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第18号)	上水道を直近の2か月で6,000立法メートル以上、または年間36,000立法メートル以上（平成31年度）使用する事業場の水量順一覧（①事業場名②所在地③使用水量）
実 施 機 関	水道局総務部営業企画課
決 定 年 月 日	令和3年10月20日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第2号に該当 事業所名及び施設所在地は公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年10月29日
諮 問 年 月 日	令和3年11月26日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和4年12月14日 令和5年1月18日、2月13日
答 申 年 月 日	令和5年3月3日
答 申 内 容	「上水道を直近の2か月で6,000m ³ 以上、または年間36,000m ³ （平成31年度）以上使用する事業場の水量順一覧①事業場名 ②所在地 ③使用水量」について、福岡市水道事業管理者が行った一部公開決定については、非公開とした部分のうち、国、独立行政法人及び地方公共団体の機関に係る事業場名及び所在地の部分は公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	令和5年3月30日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第19号)	人事委員会事務局の定期健康診断診断表（健康診断個人票（人事委員会事務局職員分））
実 施 機 関	総務企画局人事部職員健康課
決 定 年 月 日	令和3年11月5日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号 ・ 職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・ 健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月11日
諮 問 年 月 日	令和3年11月30日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年1月27日、2月27日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第20号)	教育委員会の定期健康診断診断表（特定高校職員分も含む）令和2年度分
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年11月5日（非公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号 ・ 職員の定期健康診断の結果は、職員の健康等に係る個人情報であり、職務遂行に係る情報には当たらないため。 ・ 健康診断個人票が公開されることで、健康診断を受診しない職員が増えるなど、健康診断業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月16日
諮 問 年 月 日	令和3年12月10日
審 査 会 開 催 日 (第 1 部 会)	令和5年1月27日、2月27日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第21号)	教育委員会（学校含む）の定期健康診断報告書
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年10月6日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号 産業医氏名は個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和3年11月22日
諮 問 年 月 日	令和3年12月10日
審 査 会 開 催 日 (第1部会)	令和5年1月27日、2月27日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第22号)	令和3年9月及び10月の時間外の時間がわかるもの
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年10月15日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号 個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不服申立て年月日	令和3年11月17日
諮 問 年 月 日	令和3年12月13日
審 査 会 開 催 日 (第2部会)	令和5年3月13日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第23号)	総務企画局労務課の労働組合との交渉記録
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年10月25日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第5号 公にすることにより、人事労務に係る事務に関し、労働組合との円滑な意思疎通に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和3年11月17日
諮 問 年 月 日	令和3年12月13日
審 査 会 開 催 日 (第 2 部 会)	令和5年3月13日
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第24号)	納品書に記載の鍵がどこの鍵かがわかる文書
実 施 機 関	教育委員会総務部学務支援課
決 定 年 月 日	令和3年10月25日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書を作成していない。)
不服申立て年月日	令和3年11月19日
諮 問 年 月 日	令和3年12月17日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第25号)	特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式(台帳含む)
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築審査課
決 定 年 月 日	令和3年12月7日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。 (当該文書は保存期間を過ぎており、既に廃棄済みである。)
不服申立て年月日	令和3年12月27日
諮 問 年 月 日	令和4年1月14日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第26号)	特定中学校で使用するワックス及び洗浄剤に関するSDS (安全データシート)
実 施 機 関	教育委員会総務部学務支援課
決 定 年 月 日	令和3年12月22日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年1月11日
諮 問 年 月 日	令和4年1月19日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第27号)	教育委員会の産業医の名前のわかるもの
実 施 機 関	教育委員会職員部職員課
決 定 年 月 日	令和3年12月6日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・産業医氏名、性別、生年月日、略歴は、個人情報であるため。 ・受託業者の代表者印は、公開により印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されるため。
不服申立て年月日	令和4年1月19日
諮 問 年 月 日	令和4年2月1日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第28号)	特定許可申請に関する添付書類
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部開発・建築調整課
決 定 年 月 日	令和3年10月26日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第2号に該当 当該法人の利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年1月21日
諮 問 年 月 日	令和4年2月24日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和3年度諮問第29号)	総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申請書
実 施 機 関	総務企画局人事部労務課
決 定 年 月 日	令和3年11月29日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当個人に関する情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。
不服申立て年月日	令和4年2月14日
諮 問 年 月 日	令和4年3月16日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第1号)	特定事業者と共働した『公民館ミニ図書館』事業の開始にあたり作成した決裁文書一式
実 施 機 関	市民局コミュニティ推進部公民館支援課
決 定 年 月 日	令和4年3月2日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年3月17日
諮 問 年 月 日	令和4年4月18日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第2号)	①福岡市総合図書館の総館長（2020年度～2021年度の特定総館長）に係る年間の勤務表及び勤務時間の分かる文書、 ②同期間における同特定総館長の助言回数、該当事項、助言内容及びそれに伴う実績が分かる文書
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年3月23日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年4月1日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第3号)	福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書
実 施 機 関	市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
決 定 年 月 日	令和4年3月29日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 職員名簿の氏名については個人情報であるため。
不服申立て年月日	令和4年4月19日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第4号)	特定高等学校における副教材選定について「教科会において適切に選定する」との文言が書かれた規定、規則、要項、基準等
実 施 機 関	教育委員会指導部高等教育課
決 定 年 月 日	令和4年3月24日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年4月5日
諮 問 年 月 日	令和4年5月2日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第5号)	市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 特定池に関し国土交通省への「一部使用許可」から農林水産省への「返還」に方針変更した経緯が分かる文書及び返還手続きの進捗状況が分かる文書
実 施 機 関	農林水産局総務農林部農業施設課
決 定 年 月 日	令和4年1月20日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第6号)	市所有の特定池における外環状道路及び都市高速道路の用地確保に関する農林水産省、国土交通省、福岡県、福岡北九州高速道路公社及び福岡市の5者間の合意内容を記した文書 特定池の農林水産省への返還後の処分に関し、特定年月日に同省が福岡北九州高速道路公社に売り払った一部の土地のうちの特定地番の土地について、特定年月日に同公社が道路用地として福岡市に寄付を行ったことに関する文書 福岡市が当該寄付の受入れを決定した決裁及び受入れ手続きの決裁
実 施 機 関	道路下水道局計画部計画調整課 (令和4年4月1日～高速道路推進課)
決 定 年 月 日	令和4年1月21日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和4年4月15日
諮 問 年 月 日	令和4年5月16日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第7号)	福岡市本庁舎の100万円以上の芸術品 (市長室秘書課の重要物品一覧表に係る美術・工芸品) において、福岡市会計規則第102条第1項第3号に基づき物品処理書により見積価格を付して受け入れた寄附又は贈与を受けた物品の書類
実 施 機 関	市長室秘書課
決 定 年 月 日	令和4年4月27日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	①保存期間を経過した書類についてはすでに破棄済みであるため。 ②条例第7条第1号及び第2号に該当 氏名は個人情報であるため。 法人名は、正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年5月25日
諮 問 年 月 日	令和4年6月22日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第8号)	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に係る文書
実 施 機 関	教育委員会総務部教育政策課
決 定 年 月 日	令和4年3月25日（公開決定）
非 公 開 理 由	—
不服申立て年月日	令和4年6月27日
諮 問 年 月 日	令和4年7月27日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第9号)	特定年月日及び特定地番における土地売買関係書類
実 施 機 関	水道局保全部保全調整課
決 定 年 月 日	令和4年6月28日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	<p>条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、理由は、個人情報であるため。 ・不動産鑑定評価書の一部は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、また、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・印影は、犯罪の予防のため。警察からの回答は、捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持のため。
不服申立て年月日	令和4年7月6日
諮 問 年 月 日	令和4年7月28日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第10号)	博多区新庁舎整備等事業に関する管理者である特定事業者に係るもの全て
実 施 機 関	市民局総務部区庁舎担当
決 定 年 月 日	令和4年7月19日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第2号に該当 ・個人の氏名、所有する資格の資格者番号については、個人情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・法人等の印影及び口座情報並びに知的財産に関わる部分については、公にすることにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年7月22日
諮 問 年 月 日	令和4年8月22日
審 査 会 開 催 日	令和5年1月27日取り下げ
答 申 年 月 日	
答 申 内 容	
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	
裁 決 ・ 決 定 内 容	

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第11号)	特定年月日に建築指導課に違反建築物の情報提供した資料に記載してある全案件の調査方法と調査結果及びその対応について 特定建築確認検査機関に対し建築基準法第77条の32第2項により行った指示の内容及びその回答 (対応方法) について
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築指導課
決 定 年 月 日	令和4年5月16日 (非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第10条第1項に該当 本件請求に対し、公文書の存否を回答するだけで、当該調査の事実の有無や、該当建築物及びその所有者等が関与している事実が明らかとなり、条例第7条第1号及び第2号に掲げる非公開情報として保護する利益が損なわれるため。
不服申立て年月日	令和4年7月27日
諮 問 年 月 日	令和4年8月22日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第12号)	令和3年度第2回福岡市総合図書館運営審議会議事録の会長あいさつ(活字ベースのもの又はICレコーダーの音声データ)
実 施 機 関	教育委員会総合図書館運営課
決 定 年 月 日	令和4年7月25日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年7月29日
諮 問 年 月 日	令和4年8月25日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第13号)	メールによるパワーハラスメントを行ったとして、特定職員が懲戒処分に付された事案に関し、当該メールと当該メールに対する返信メールの一切
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	令和4年8月2日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・職員の個人情報であるため。 ・公開することにより、処分の実施に必要な証拠等の情報の提供が得られなくなり、適正な処分の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	令和4年10月14日
諮 問 年 月 日	令和4年11月10日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第14号)	「九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに係る民間サウンディング」の実施内容及び九大跡地問題に関する関係業者との面談記録一式
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第15号)	九大箱崎跡地の再開発事業者との「公募」についての議事録
実 施 機 関	住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
決 定 年 月 日	令和4年9月29日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第2号及び第4号に該当 ・公にすることにより、参加者の事業活動状況や事業者ノウハウ等及び参画意思等の経営方針が明らかになり、事業者や関係者の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。 ・事業の性質上、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年10月25日
諮 問 年 月 日	令和4年11月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第16号)	平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの総務企画局行政部情報公開室(情報公開請求受付等の窓口)の職員(正職員・臨時職員・非常勤職員等全ての職員)の氏名とそれぞれの職務上の肩書き・職務担当内容が分かる文書
実 施 機 関	総務企画局行政部情報公開室
決 定 年 月 日	令和4年8月22日(公開決定、一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・会計年度任用職員の職員番号は、職務外の人事管理上の情報と関連があるものであり、職務遂行情報に当たらない個人情報に該当するため。 ・会計年度任用職員の給料・報酬額は、職員ごとに異なり、職務遂行情報に当たらない個人情報に当たるため。
不服申立て年月日	令和4年11月25日
諮 問 年 月 日	令和4年12月23日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(令和4年度諮問第17号)	福岡市で国民健康保険に加入する際に障害者手帳の所持の有無を確認する法的根拠及び理由が分かる文書全て
実 施 機 関	保健医療局総務部保険年金課
決 定 年 月 日	令和5年1月25日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	令和5年2月2日
諮 問 年 月 日	令和5年2月21日
審 査 会 開 催 日	—
答 申 年 月 日	(令和4年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—